

7月11日午前0時に、共謀罪法は施行されます。共謀罪法批判とともに、その対応も考えておかなければなりません。

あなたに共謀罪が適用されたら、その時はどうする？

(ブッ飛ばせ！共謀罪」百人委員会)

うっかり警察の聴取に応じてしまって何か喋ったりするのは危険です！
言ったことを逆にとられて逮捕なんていうことになりかねない。まず

しゃべらないこと！ 弁護士に連絡する！ です。

【Q1】警察が「事情を聞きたい」と言ってきたら、応じなくてはいけないのか？

A 応じる必要はない。(警察手帳を確認し、可能なら写す)

警察が「事情を聴きたい」という時、想定されるのは、本人だけの単独の「聴取」はない。経験から言うと、現場に居合わせた人に対して、後から「参考人」「被疑者」として呼び出す事が通例ですが、警察の要請に応じる必要はないです。

【Q2】応じてしまった場合、先ず、すべき事は？

A 弁護人の選任を強く要求する。又、応じた時の聴取の内容をできる限りメモし弁護人と一緒に暴露・反撃の材料にしていく。

【Q3】逮捕された時、まず何をすべきか？

A 黙秘すること、弁護士を呼ぶこと。

日本国憲法37条3項と38条1項で、「弁護人選任権」「黙秘権」が、すべての人に保証されている。

「資格を有する弁護士」による弁護権と、「黙秘権の行使」(話さない事)が、私たちに、保証されているとしっかりと覚えておきましょう。

【Q4】近くで観ていた人が「参考人」として協力を！と言われた時、どうしたらよいですか？

A 協力しないこと。捜査協力の必要は一切ありません。

★これらの根拠は、

刑事訴訟法第九十八条【被疑者の出頭要求・取調】 です。

①検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者の出頭を求め、これを取り調べるができる。但し、被疑者は、逮捕又は勾留されている場合を除いては、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができる。

② 前項の取り調べに際しては、被疑者に対し、あらかじめ自己の意志に反して供述をする必要がない旨を告げなければならない。

警察官職務執行法第二条【質問】

①警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足る相当な理由のある者又は既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っていると認められる者を停止させて質問することができる。

②その場で前項の質問をすることが**本人に対して不利**であり、又は**交通の妨害になると認められる場合**においては、質問するため、その者に**附近の警察署、派出所又は駐在所に同行することを求めることができる。**

③前二項に規定する者は、刑事訴訟に関する法律の規定によらない限り、身柄を拘束され、又はその意に反して警察署、派出所若しくは駐在所に**連行**され、若しくは答弁を強要されることはない。

Q5 私たち一般の人には、弁護士の知り合いがいません。どのようにして探したらよいですか。

A 救援連絡センターに連絡してください。

電話は、03-3591-1301

(033+ゴクイリ・イミオオイ)と覚えてください。2017 7 10